

教第 83 号議案

神戸市立工業高等専門学校の前期学事日程の変更等学則改正について
神戸市立工業高等専門学校学則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 4 日提出

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

神戸市立工業高等専門学校学則の一部を改正する規則

神戸市立工業高等専門学校学則（昭和 38 年 1 月 29 日教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に第 2 項として次のように加える。

2 校長は、教育上必要と認めるときは、教育長の承認を得て、前項の各学期の期間を変更することができる。

第 5 条第 4 号中「7 月 21 日から 8 月 31 日まで」を「8 月 12 日から 9 月 23 日まで」に改め、第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とする。

第 15 条中「各学年の課程の修了又は卒業を認めるにあつては、」を「校長は、各学年の課程の修了又は卒業を認めるにあつては、」に改める。

第 16 条に次のただし書きを加える。

ただし、再履修が免除された科目を除く。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

夏季休業日を変更する等にあたり、教育委員会規則を改正する必要があるため

神戸市立工業高等専門学校学則の一部を改正する規則（案）の概要

1. 改正の理由

授業と定期試験の継続性を確保し学力向上を図るため、前期学事日程を変更し、また、原級に留められた者の再履修の負担を軽減するため、規則の改正を行う。

2. 改正の概要

- ①校長が必要と認めるときは教育長の承認を得て学期の期間を変更できるよう規定する。
- ②夏季休業日を「8月12日から9月23日まで」に変更するほか、創立記念日を休業日から削除する。
- ③原級に留められた者の再履修に関する規定について、所要の整理を行う。

3. 改正規則の施行予定日

平成31年4月1日

神戸市立工業高等専門学校学則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

現 行	改正 (案)
<p>第4条 学年を分けて、次の2学期とする。</p> <p>前期 4月1日から9月30日まで</p> <p>後期 10月1日から3月31日まで</p> <hr/> <p>第5条 休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 <u>7月21日から8月31日まで</u></p> <p>(5) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月20日から3月31日まで</p> <p><u>(7) 創立記念日 6月3日</u></p> <p><u>(8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める日</u></p> <p>2 校長は、教育上必要と認めるときは、教育長の承認を得て、前項に掲げる休業日の時期及び時間を変更することができる。</p> <p>3 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。この場合においては、この旨を教育長に報告しなければならない。</p> <p>第15条 _____各学年の課程の修了又は卒業を認めるにあたっては、学生の平素の成績も評価して行うものとする。</p> <p>第16条 前条の認定の結果、原学年に留められた者は、当該学年に係る全授業科目を再履修するものとする。</p> <hr/>	<p><u>2 校長は、教育上必要と認めるときは、教育長の承認を得て、前項の各学期の期間を変更することができる。</u></p> <p><u>8月12日から9月23日まで</u></p> <hr/> <p><u>(7)</u></p> <p><u>校長は、</u></p> <p><u>ただし、再履修が免除された科目を除く。</u></p>

「神戸市立工業高等専門学校学則」の一部改正についての意見公募の結果

1. 意見を公募した規則

神戸市立工業高等専門学校学則

2. 実施期間

平成30年11月27日（火）から12月26日（水）まで

3. 意見件数

0件